

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 8 年 6 月 16 日

山口県知事 様

提出者

住 所 山口県美祢市大嶺町東分158番地の1

氏 名 秋山建設株式会社

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代表取締役 秋山 剛志

電話番号 0837-52-1380

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和7年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称 秋山建設株式会社

事業場の所在地 山口県美祢市大嶺町東分158番地の1

事業の種類 総合建設業

産業廃棄物処理計画
における計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2600 t	全処理委託量	2600 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	670 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	2310 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

※事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

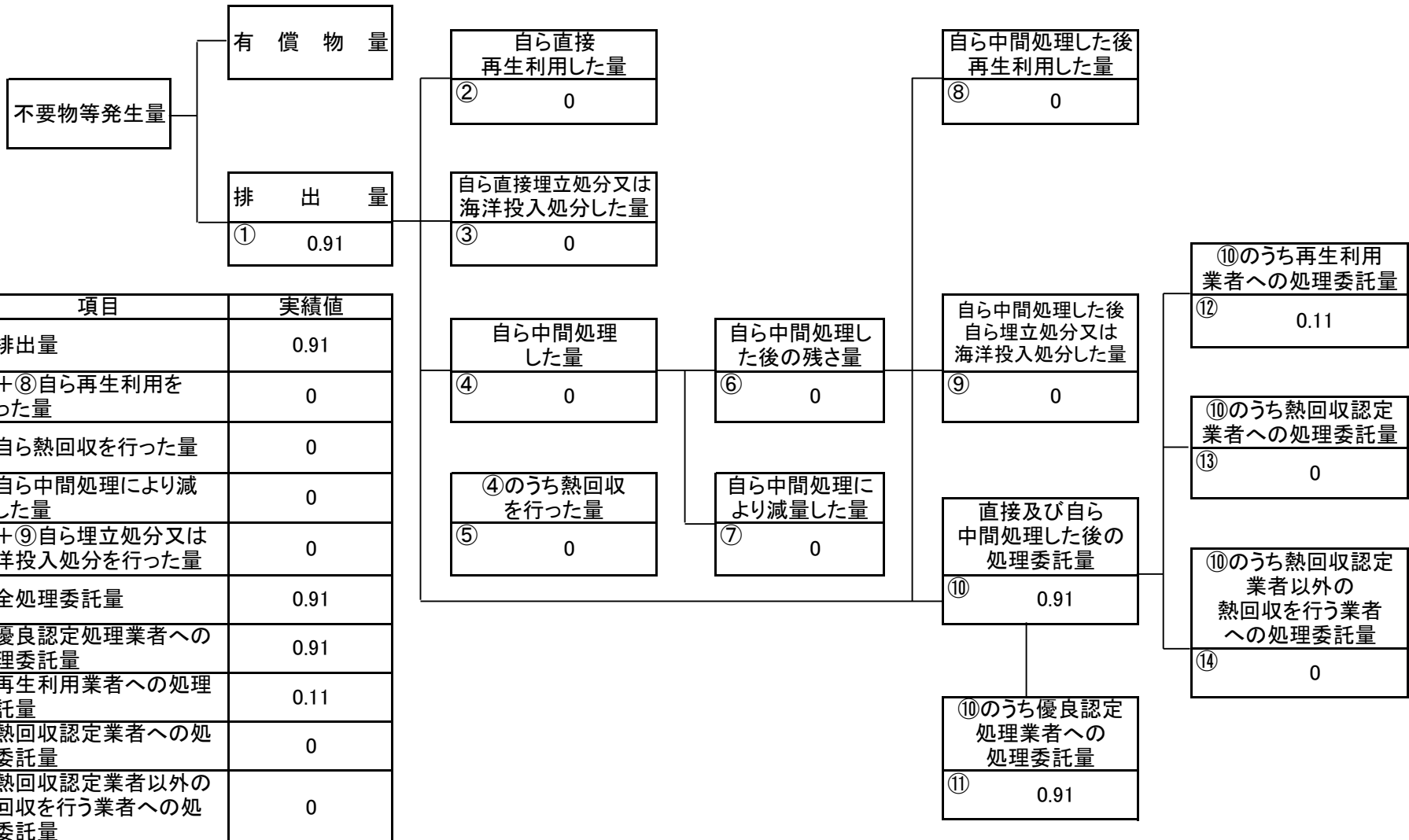
多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書(令和7年度実績)

多量排出事業者 名 称	秋山建設株式会社	所在地(市町名)	美祿市大磯町	事業の種類	総合建設業
-------------	----------	----------	--------	-------	-------

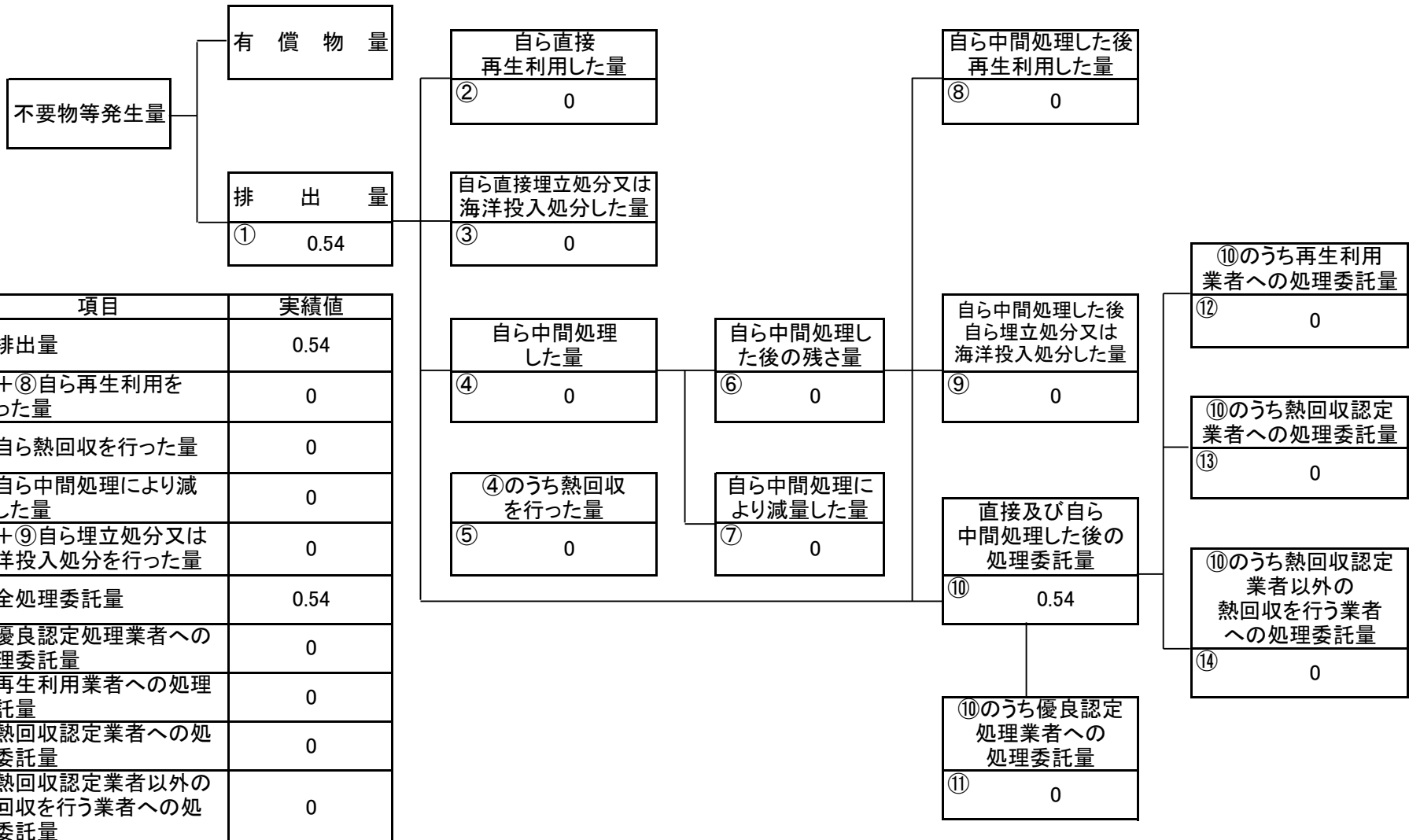
区 分	種 類	計 画 の 実 施 状 況																					
		①排出量	② 自ら直接再生 利用した量	③ 自ら直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量	④ 自ら中間処理し た量	⑤ ④のうち熱回収 を行った量	⑥ 自ら中間処理し た後の残量	⑦ 自ら中間処理に より減量した量	⑧ 自ら中間処 理した後、再生 利用した量	⑨ 自ら中間処 理した後、自ら 埋立処分又は 海洋投入処分 した量	⑩ 重複及び自 ら中間処理した 後の処理委託 量	⑪ ⑩のうち再 生利用業者へ の処理委託量	⑫ ⑫のうち中間 処理業者への 処理委託量		⑬ ⑬のうち最終 処分処理業者 への処理委託 量		⑭ ⑭のうち優 良認定処理業 者への処理委 託量	⑮ ⑮のうち熱 回収認定業者 への処理委託 量	⑯ ⑯のうち熱 回収認定業者 以外の熱回収 を行う業者へ の処理委託量				
産 業 廃 棄 物	燃え殻									0	0		0		0								
	汚泥	1								1	0	0	1	1	0			1					
	廃油	1								1	0		1	1	0								
	廃酸									0	0		0		0								
	廃アルカリ	3								3	1	1	2	2	0			3					
廃 棄 物	廃プラスチック類	73								73	7	7	61	61	5	5		73					
	紙くず	8								8	2	2	6	6	0			8					
	木くず	458								458	33	33	425	425	0			455					
	繊維くず	1								1	0		1	1	0			1					
	動植物性残さ									0	0		0		0								
実 物	動物系固形不要物									0	0		0		0								
	ゴムくず									0	0		0		0								
	金属くず	29								29	1	1	28	28	0								
	ガラスくず、コンクリートくず、 陶磁器くず	10								10	9	9	1	1	0			10					
	鉱さい									0	0		0		0								
物	がれき類	4,233								4,233	1,097	1,097	3,123	3,123	13	13		521					
	動物のふん尿									0	0		0		0								
	動物の死体									0	0		0		0								
	ばいじん									0	0		0		0								
	13号廃棄物									0	0		0		0								
計 (A)		4,817	0	0	0	0	0	0	0	0	4,817	1,150	1,150	0	3,648	3,648	0	18	18	0	1,071	0	0

要 件									
①排出量	②+④自ら再生利用を行った量	⑤自ら熱回収を行った量	⑦自ら中間処理により減量した量	③+⑥自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩全処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	3	3	1	0	0
73	0	0	0	0	73	73	7	0	0
8	0	0	0	0	8	8	2	0	0
458	0	0	0	0	458	455	33	0	0
1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	29	0	1	0	0
10	0	0	0	0	10	10	9	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,233	0	0	0	0	4,233	521	1,097	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,817	0	0	0	0	4,817	1,071	1,150	0	0

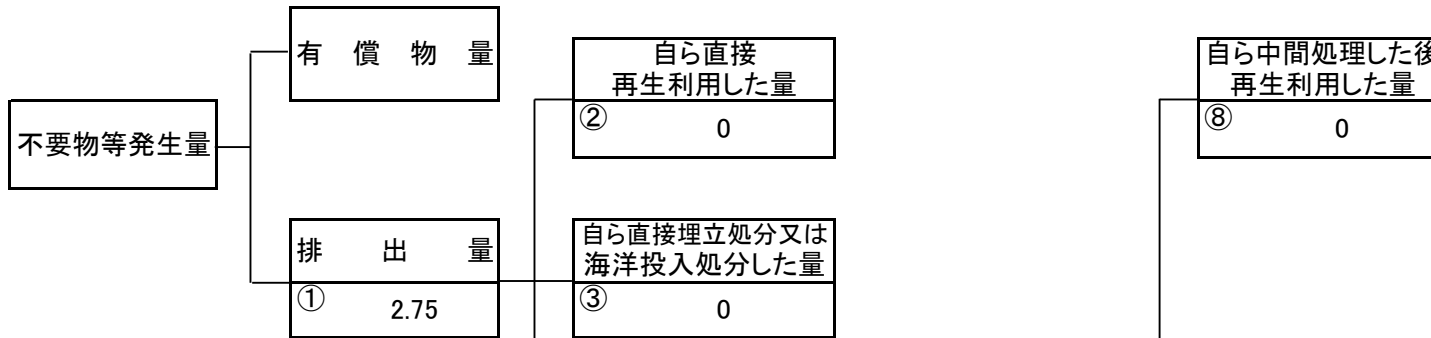
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥)



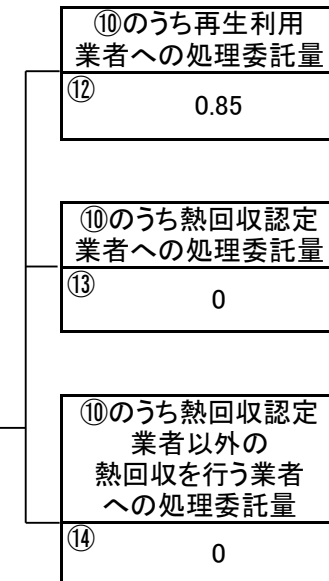
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油)



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

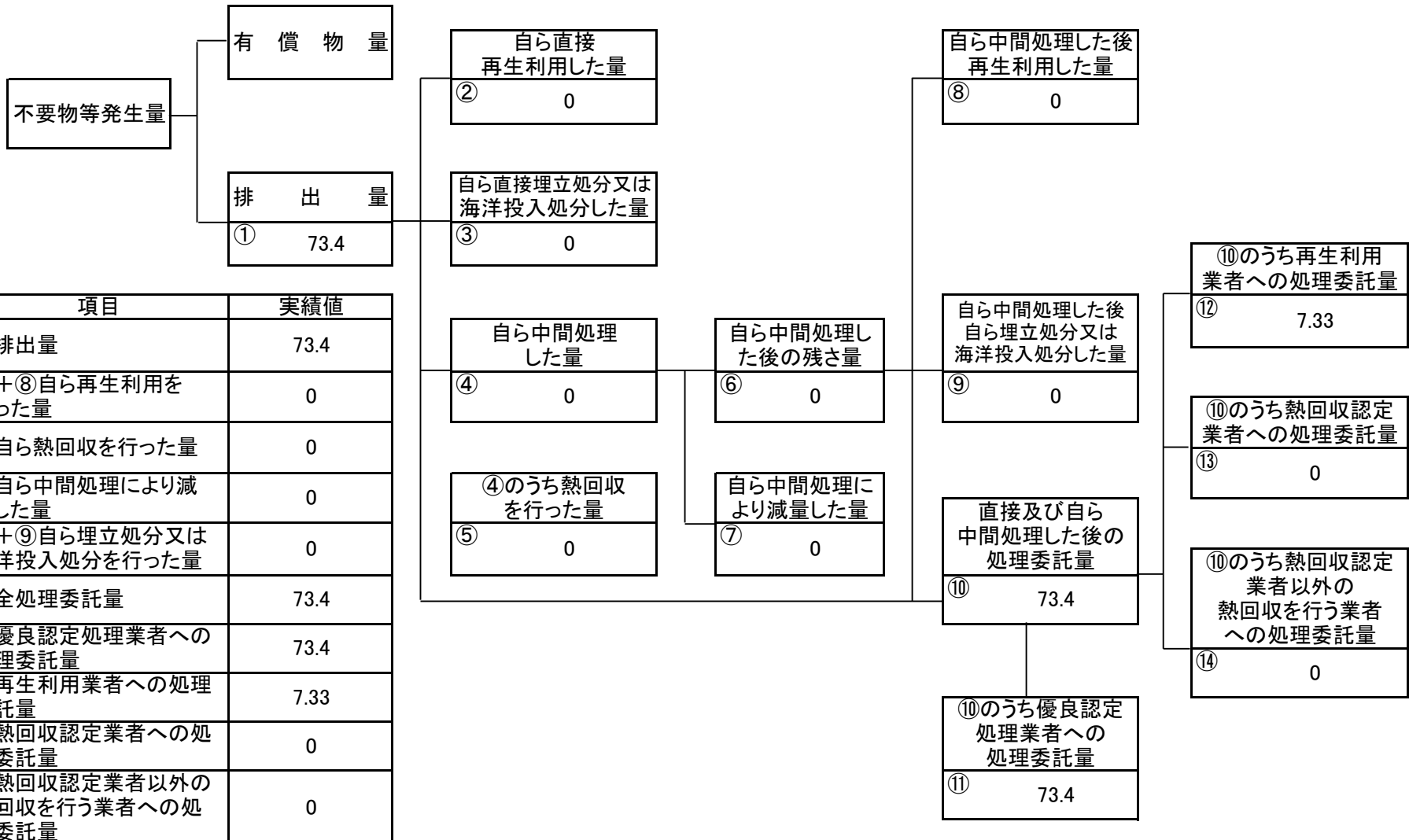


項目	実績値
①排出量	2.75
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	2.75
⑪優良認定処理業者への処理委託量	2.54
⑫再生利用業者への処理委託量	0.85
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

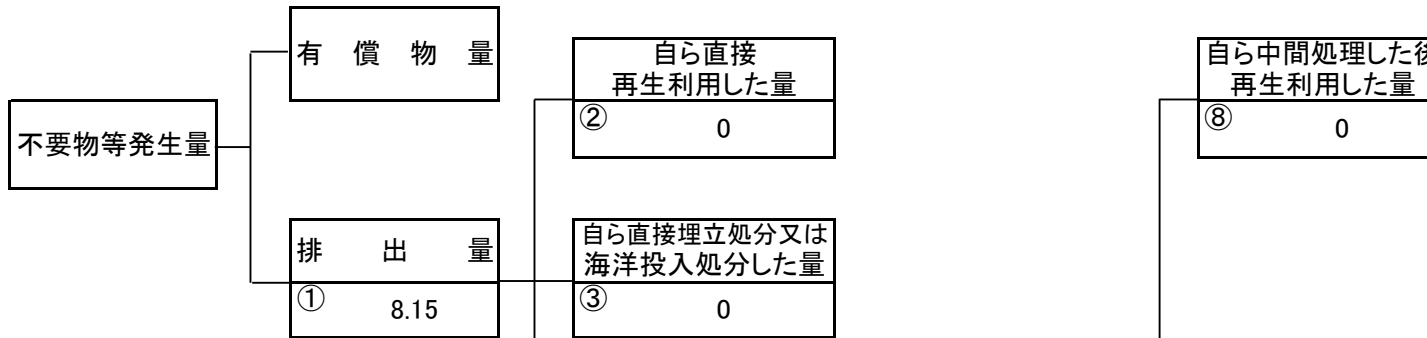


(第2画)

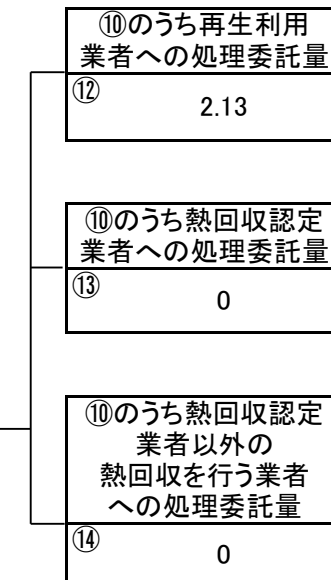
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 紙くず)

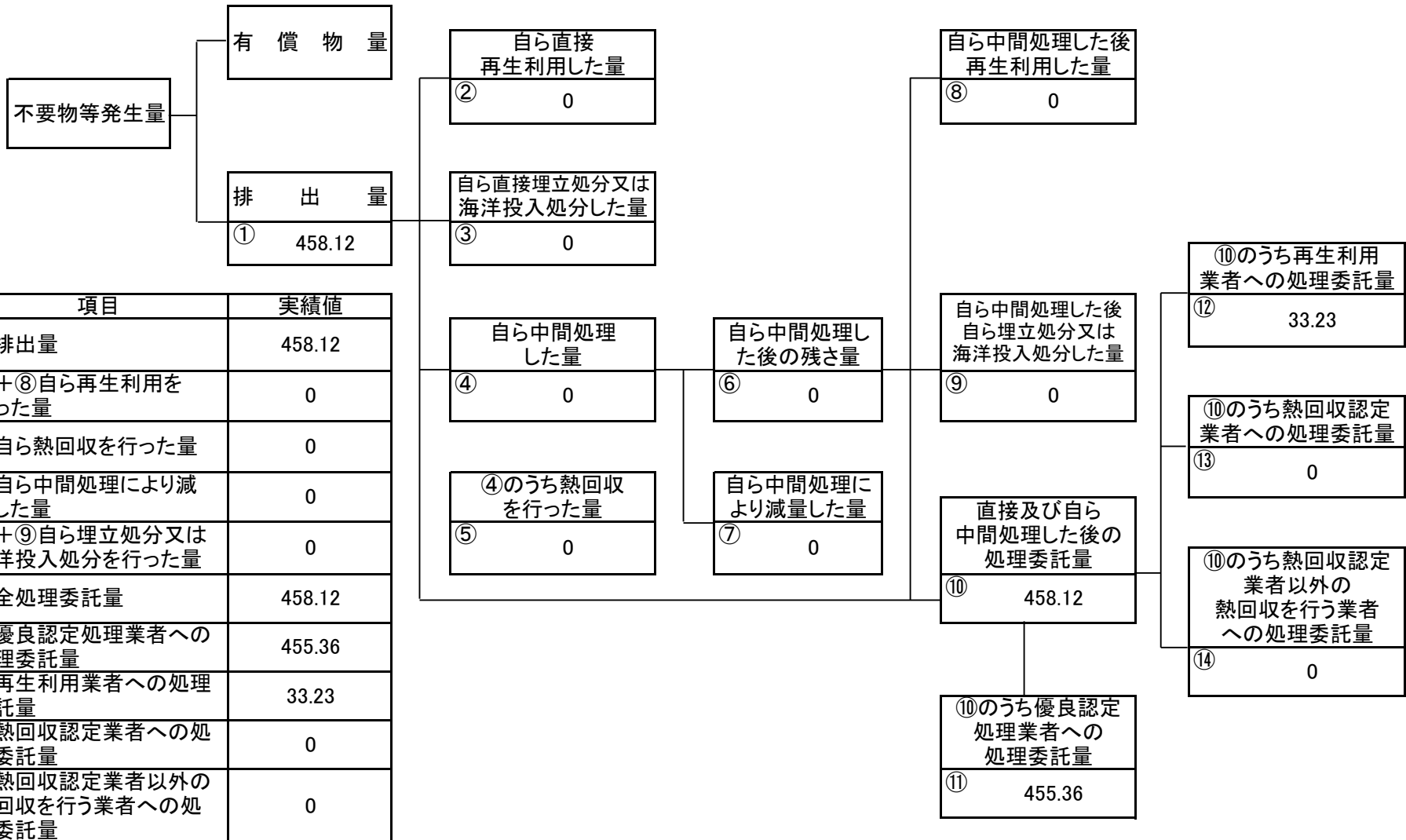


項目	実績値
①排出量	8.15
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	8.15
⑪優良認定処理業者への処理委託量	7.85
⑫再生利用業者への処理委託量	2.13
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

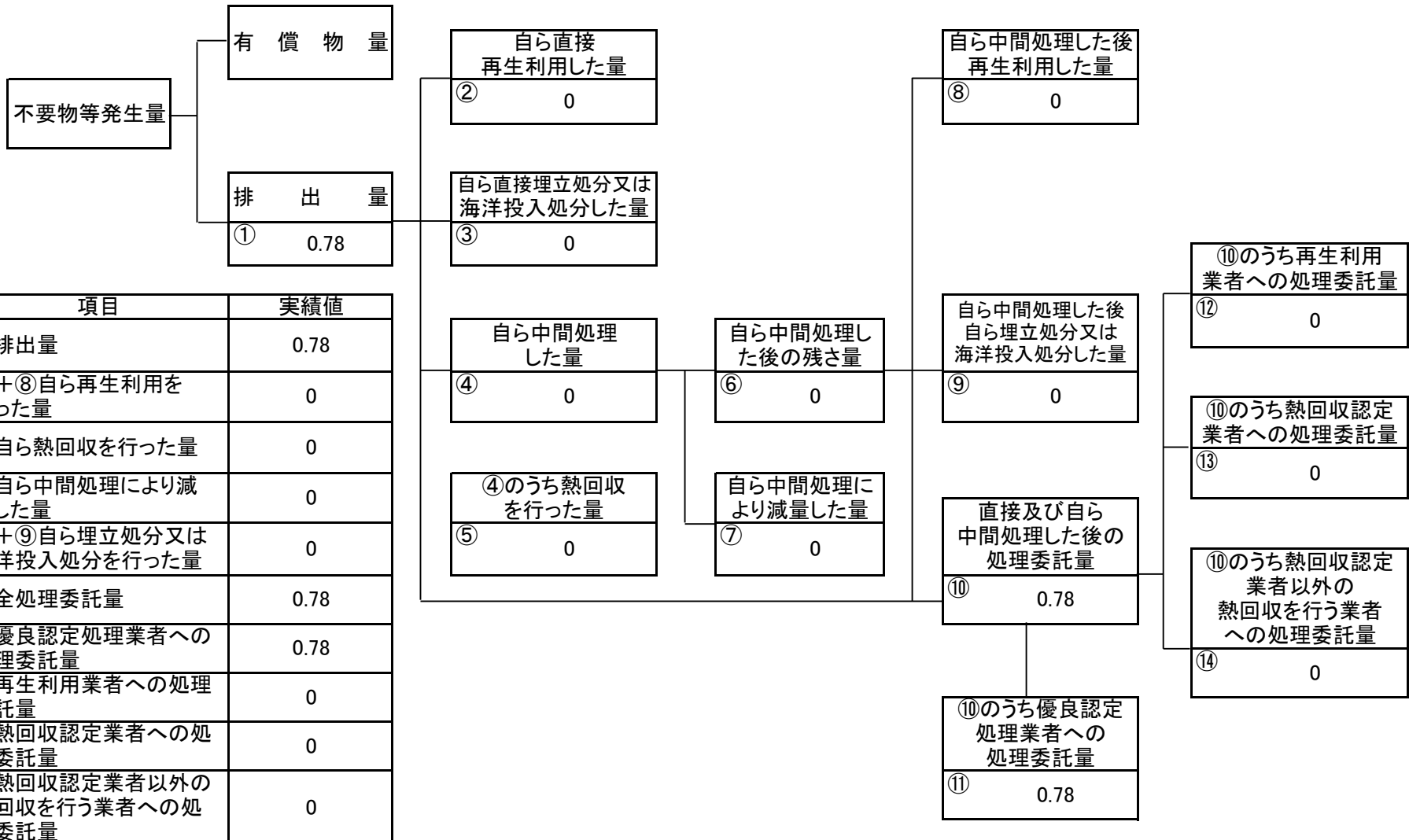


(第2画)

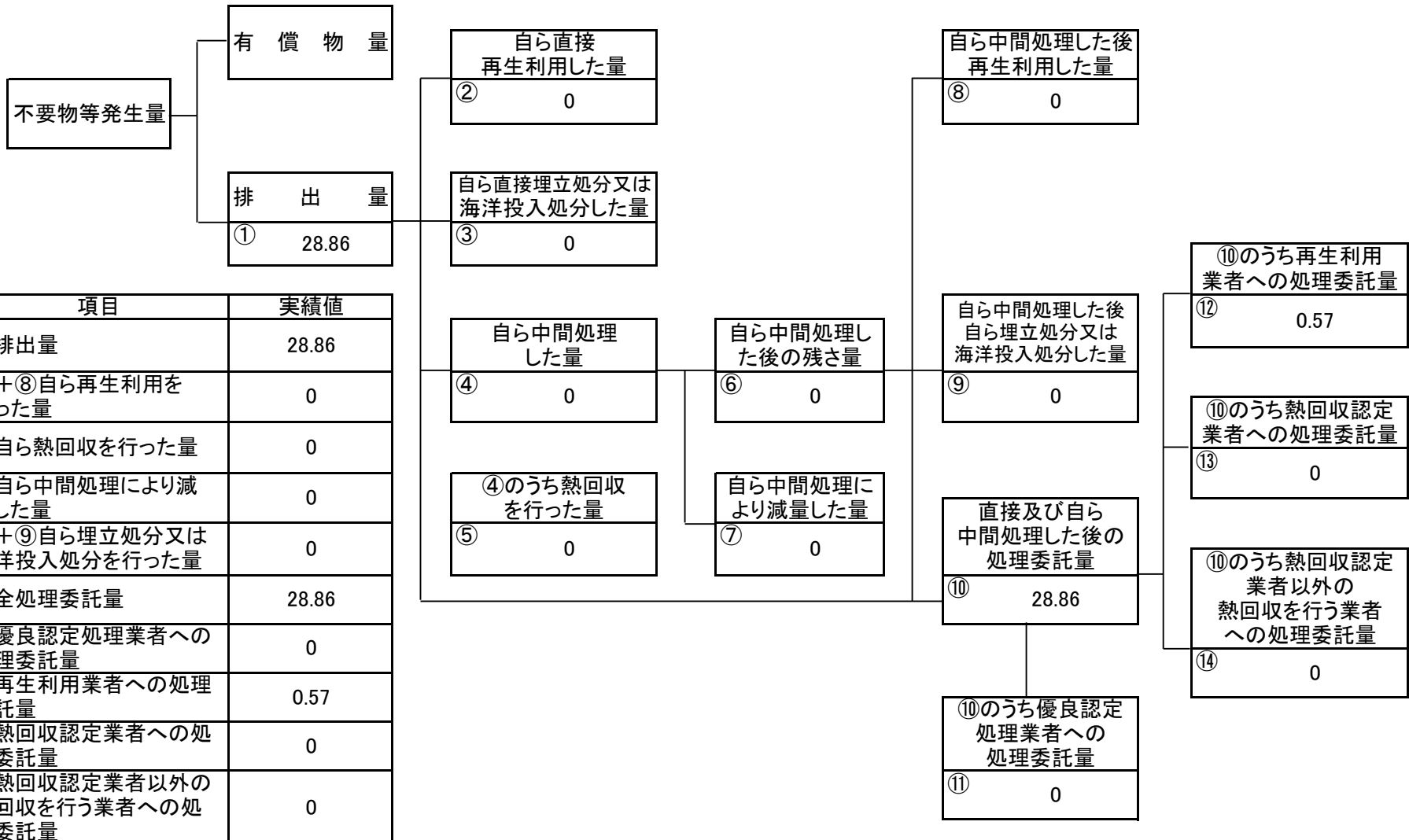
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず)



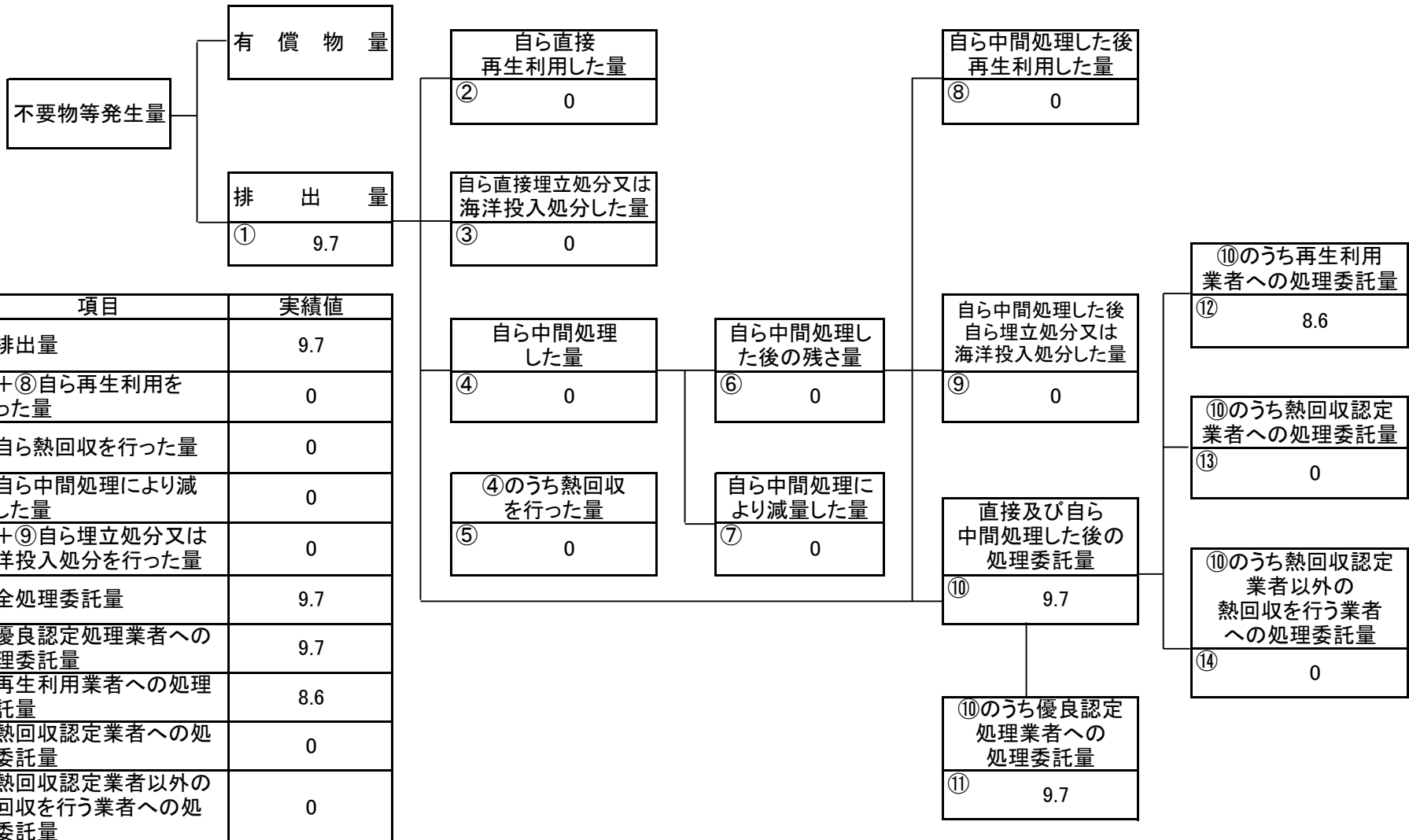
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 繊維くず)



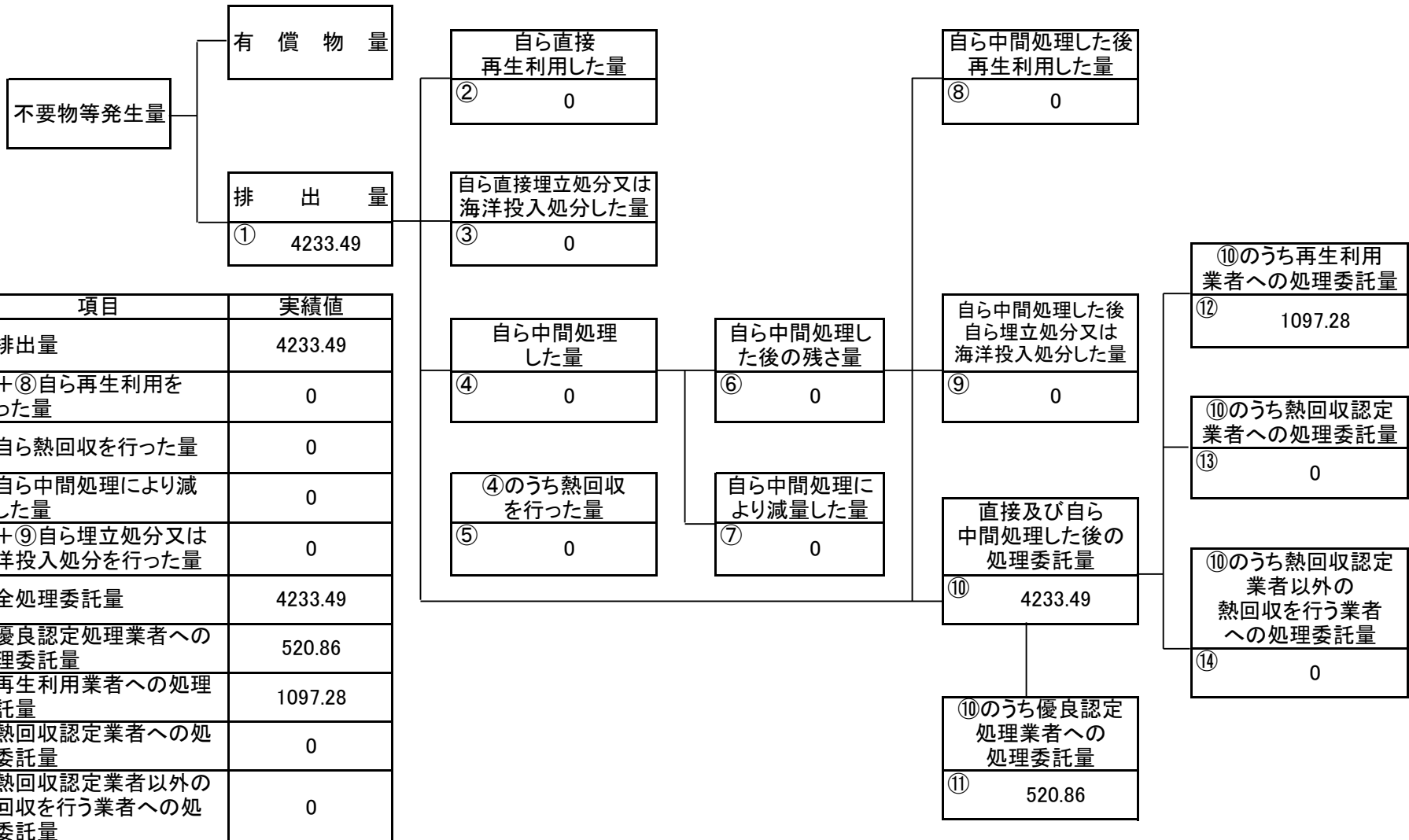
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず)



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず)



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: がれき類)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。